

千葉県下水道協会 排水設備工事責任技術者 外部登録案内

千葉県下水道協会では、平成 24 年度から他の都道府県協会等が実施する排水設備工事責任技術者共通試験に合格した方、又は、現在登録している都道府県協会等において登録更新講習の受講により資格の継続している方は、千葉県下水道協会の排水設備工事責任技術者として登録申請をすることができます。

登録を希望する方は、この案内をご覧のうえ申請して下さい。

なお、千葉県下水道協会から責任技術者証の交付を受けた場合は、技術者証に記載する有効期限前に、当協会の規定する登録更新手続き及び更新講習の受講（5年ごとに更新）が必要となりますのでご承知おき下さい。

◎複数の都道府県に登録されている場合は、それぞれの団体の更新手続き及び更新講習を受けて下さい。

1 登録資格

（１）登録申請日において、登録資格証明書類が有効期限内にある者

・ 共通試験の合格証、登録更新講習修了証、排水設備工事責任技術者証、その他（何れか１つ）

（２）次のア～ウの何れにも該当しない者であること。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 不法行為又は不正行為等によって試験の合格又は責任技術者としての登録を取り消され、
2年を経過していない者

ウ 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び
意思疎通を適切に行うことができない者

2 登録申請方法

3 頁「外部登録申請書類一覧表」に記載の書類を折らずに封筒へ入れて、普通郵便にて千葉県下水道協会事務局へ送付して下さい（レターパックでの送付も可）。

* 氏名・住所・勤務先は、現在のものを記載して下さい。

* 送料は申請者の御負担でお願いいたします。

* 事務局及び市町村等の窓口では受付いたしません。

3 書類提出先

○郵便料金

定形 50 g 以内 110 円

定形外 50 g 以内 140 円

定形外 100 g 以内 180 円

切り取って宛名ラベルとしてご使用ください →

260-8722

千葉市中央区千葉港 1 - 1

千葉市役所 下水道経営課内

千葉県下水道協会事務局 行

（外部登録申請書 件在中）

電話番号 043(245)6112

4 受付期間

4月から翌年1月までは、毎月末日到着分ごとに締め切ります。
年度の最終受付は、2月末日です。（当日消印有効）

5 責任技術者証の交付

外部登録申請者に新規に発行する技術者証は、紙タイプのカードに写真を貼付した手書きのものとなります。

- *到着した月の翌月末日頃までに交付します。
- *提出書類及び写真に不備・不足等がある場合は、整うまで責任技術者証は交付しませんのでご注意ください。

6 手数料

外部登録手数料 8,000円

- *外部登録手数料は、銀行窓口・ATM・ネットバンク等により下記の口座へお振込下さい。
振込受付書等のコピー又は原本を御提出いただきます。
- ネットバンクによるお振込の場合は、振込入金明細等をプリントして下さい。

〔振込金額〕	8,000円
〔振込先〕	千葉銀行 本店営業部
	普通預金 3682342
口座名義	チバケンゲスイドウキョウカイ ジムキョクチョウ ヨシイ マコト 千葉県下水道協会 事務局 長 吉井 信

(注) 振込手数料は、申請者の御負担でお願いいたします。

手数料は、登録を取り消した場合でも規定により返還いたしません。

会社名での振込も可能です。会社名で振り込む場合や、数名分を一括で振り込む場合は、振込を証する書類をコピーし申請者全員の氏名を列記したものを全員に添付して下さい。

7 問い合わせ先

千葉県下水道協会事務局

〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1-1 千葉市役所低層棟 3 階
千葉市建設局下水道企画部下水道経営課内
TEL. 043-245-6112
<http://www.city.chiba.jp/kensetsu/gesuidokikaku/keiei/>

〈利用目的〉

- 本協会が取得した排水設備工事責任技術者の個人情報は、以下の目的にのみ使用します。
- 排水設備工事責任技術者の登録管理及び合格証・責任技術者証の交付に関すること
 - 排水設備工事責任技術者の資格の更新に関すること
 - 市町村等における排水設備工事業務に関わること

〈 外 部 登 録 申 請 書 類 一 覧 表 〉

◎①～⑦は登録申請者全員に御提出いただく書類です。

↓チェック欄 必要書類は全てありますか？	
①	☐ 排水設備工事責任技術者登録申請書 (A4白色) (様式第6号) ・ 内を記入して下さい。 ・ カラーの証明写真1枚貼付 (縦3cm×横2.5cm、3か月以内に撮影したもの) 裏面に氏名を記入し、証明写真欄にのり付けして下さい。 〈写真注意事項〉 正面顔写真、脱帽、背景及び枠なし。白黒写真、顔が極端に小さい、サングラスの着用や前髪で目が隠れているもの、照明不足で顔が不鮮明なもの等は受付いたしません。
②	☐ カラーの証明写真1枚 (紙カード貼付用) ・ ①登録申請書と同じ写真 (裏面に氏名を記入) 写真のサイズが合わない場合は、顔や頭をトリミングする場合があります。
③	☐ 住民票 発行日から3か月以内のもの (コピーは不可)
④	☐ 誓約書、個人情報提供にかかる同意書 (A4用紙) ・ [誓約書] 身分事項等の確認書です。 ・ [個人情報提供にかかる同意書] 申請書類の登録内容を市町村等の下水道管理者へ情報提供することにかかる同意書です。 ◎各々説明をお読みのうえ、申請者御本人が署名・捺印をお願いします。
⑤	☐ 外部登録手数料の振込を証する書類 (金額及び振込先は2頁を御参照下さい。) ・ 手数料の振込受付書等のコピー又は原本
⑥	☐ 登録資格証明書類 アイウエのいずれか1つ ◎アイウは有効期限内であることが分かるものを提出して下さい。 ◎「排水設備工事責任技術者証」がある場合は、必ずアの写しを提出して下さい。 ア 「排水設備工事責任技術者証」の写し イ 排水設備工事責任技術者共通試験の「合格証」の写し ウ 排水設備工事責任技術者登録更新講習の「修了証」の写し * 更新講習を受講した都道府県協会等において交付されたもの エ 排水設備工事責任技術者共通試験に合格した者又は、それに準ずる者であることを証する書類 (都道府県協会等の試験・登録更新実施機関または市町村が交付した資格証明書等)
⑦	☐ 排水設備工事責任技術者証送付先宛名ラベル

【重要】 ※⑥に記載の氏名に変更があった場合⇒⑧も同封して下さい。

⑧	☐ 戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書 発行日から3か月以内のもの (コピーは不可)
---	--

～・～裏面も御覧下さい～・～

〈住所の記入について〉

◎建物名称を省略した場合でも、郵便物が届くように御記入下さい。

登録申請書（様式第6号）の住所欄

県名から記入し、番地、部屋番号等はハイフンでつなぎ、マンション名、アパート 名等の方書きは、後ろに記入して下さい。

但し、建物の所在地が漢数字や英数等で表記されてなく番地の一部となっている場合を除きます。
(例：イーストパレス、ウエストパレス、西棟、東棟など)

＊特に「〇〇1街区、〇〇式番館、〇〇Ⅲ、〇〇21、〇〇G、第2〇〇、〇〇ビル2階」等(〇〇は建物名称)の場合は、番地に含めなければならない部分と方書き(建物名称)部分とに注意して御記入下さい。

〈住所の記入例〉

例1) 住民票の記載 千葉県千葉市中央区△△1丁目2番地の5 〇〇パレスⅢ606号

- ① 千葉県千葉市中央区△△1-2-5-Ⅲ-606 〇〇パレス
- ② 千葉県千葉市中央区△△1-2-5-3-606 〇〇パレス
- ③ 千葉県千葉市中央区△△1-2-5-606 〇〇パレスⅢ

例2) 住民票の記載 千葉県千葉市美浜区△△1丁目10番地の3 〇〇〇式番館707号

- ① 千葉県千葉市美浜区△△1-10-3-式番館-707 〇〇〇
- ② 千葉県千葉市美浜区△△1-10-3-2-707 〇〇〇
- ③ 千葉県千葉市美浜区△△1-10-3-707 〇〇〇式番館